

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第20条の規定に基づき、委員会に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 委員会は、常設委員会及び臨時委員会とする。

2 常設委員会は、次の委員会とする。

- (1) 企画・広報委員会
- (2) 機関誌「医学図書館」編集委員会
- (3) 出版委員会
- (4) 学術情報コンソーシアム委員会
- (5) 教育・研究委員会
- (6) 医療・健康情報委員会
- (7) 認定資格運営委員会
- (8) 受託事業委員会
- (9) 協会賞・奨励賞選考委員会
- (10) 国際交流委員会
- (11) 組織・制度委員会

3 臨時委員会は、理事会が必要と認めたときに一定期間設置する。ただし、常設委員会が統括する臨時委員会はこの限りではない。

(設置及び廃止)

第3条 委員会は、次の場合に設置又は廃止する。

- (1) 総会が議決したとき。
- (2) 理事会がその必要を認めたとき。

(設置及び廃止の公表義務)

第4条 新たに委員会を設置したとき、理事会は機関誌への掲載その他の方法により、その目的、任務及び委員構成を公表しなければならない。

2 委員会を廃止したとき、理事会は前項と同様の方法で、その理由を公表しなければならない。

(組織)

第5条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員会の委員長は、当該委員会委員の互選による。

3 委員会が、特に必要と認めたときは、副委員長を置くことができる。

4 委員会が、特に必要と認めたときは、ワーキンググループ又は調査・研究のための小グループを置くことができる。

(委員の選考及び委嘱)

第6条 委員は、原則として正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人の中から選考する。

2 委員は、理事会の同意により、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 常設委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員会の委員の任期は、その期間中とする。

3 欠員補充のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第8条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員長は、議事を主宰し、委員会を代表する。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は、当該委員長が作成するものとする。

(委員会内規)

第10条 委員会は、理事会の議を経て当該委員会の内規を定めるものとする。ただし、臨時の委員会は、その限りではない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、2014年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、2015年8月1日から施行する。

委員会記載順序とそれぞれの位置付けに関する基準

定款第5条(1)～(7)に示された本会事業、その他	常設・臨時、親・子委員会	備 考
(1) 保健・医療関連図書館に関する調査、研究及び開発	企画・広報委員会	常設
(2) 機関誌及び刊行物の発行	機関誌「医学図書館」編集委員会	常設
	出版委員会	常設
(3) ホームページによる広報	企画・広報委員会	常設
	ホームページ担当ワーキンググループ	子
(4) 図書館及びその所蔵資料に関する情報の収集、提供、相互利用	学術情報コンソーシアム委員会	常設
(5) 図書館に関する教育普及及び図書館に関わる者の認定資格事業	教育・研究委員会	常設・親
	JMLA コア研修ワーキンググループ	子
	JMLA 学術集会ワーキンググループ	
	医療・健康情報委員会	常設・親
医療・健康情報ワーキンググループ	子	
(6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進	認定資格運営委員会	常設
	受託事業委員会	常設
	診療ガイドラインワーキンググループ	子
	診療ガイドライン文献検索ワークショップワーキンググループ	子

	米国国立医学図書館分類法(NLMC) 日本語版データベース作成ワーキング グループ	臨時
	協会賞・奨励賞選考委員会	常設
	国際交流委員会	常設
(7) その他目的を達成するた めに必要な事業		臨時
本会運営に関する上記以外の 委員会(資料によって、事業委 員会の前又は後に置く)	組織・制度委員会	常設
	総会組織委員会	臨時
	役員選挙管理委員会	臨時